

幼児教育・保育の無償化のご案内 (認可外保育施設等)

この案内書は、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も含む）を利用する（又は利用を予定する）川口市在住の保護者の方を対象として「幼児教育・保育の無償化」の内容について掲載しているものです。



川口市無償化 HP
二次元コード

保護者の方が行う手続きについてもお案内していますので、内容をご確認のうえ、必要となる手続きを施設利用開始前に必ず行ってください。

※利用開始後に手続きを行った場合、給付を受けられない期間が生じる場合があります。

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化の概要

お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じた認定（施設等利用給付認定）を受けた方が、認可外保育施設等を利用した場合に負担する利用料について、市から施設等利用費の支給を受けることができるものです。

(2) 施設等利用給付認定の区分と認定の基準

施設等利用給付認定は、お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じて3つに区分されていますが、認可外保育施設等を利用する場合において必要となる認定は2号認定又は3号認定となりますので、この案内書では1号認定を省略しています。

認定区分	認定の基準
2号認定	次のすべてに該当する場合 ・認定希望日において、お子さんが満3歳に達しており、最初の3月31日を経過している ・認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等）
3号認定	次のすべてに該当する場合 ・認定希望日において、お子さんが0歳～2歳である又は満3歳に達しているが、最初の3月31日を経過していない ・認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等） ・申請するお子さんが属する世帯が、市民税非課税世帯である ※4～8月は前年度、9～3月は当該年度の市民税額に基づく。 ※市民税額は住宅借入金等特別税額控除等（配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を含む）の適用を受ける前の金額に基づく。 ※海外収入がある場合、国内外の収入を合算して決定します。海外収入がある方、海外居住等により市民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額・控除等の証明書類の提出が必要です。 ※次の①～③全てに該当した場合、祖父母の市民税所得割額を合算します。 ①対象児童の保護者（父母）の市区町村民税が非課税である。 ②祖父母と同居（祖父母等と子どもが同地番の別棟で生活している場合や、2世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合等は除く）している、もしくは、祖父母と別居しているが生計を一にしている（生活費や家賃を仕送りしている等）。 ③対象児童の保護者が、祖父母の地方税法上の被扶養者となっている。

～留意事項～

施設等利用費の支給を受けるために必要となる「施設等利用給付認定」と保育所や地域型保育事業所を利用するために必要となる「教育・保育給付認定」は別の認定となりますので、ご注意ください。

【 施設等利用給付認定 ≠ 教育・保育給付認定 】

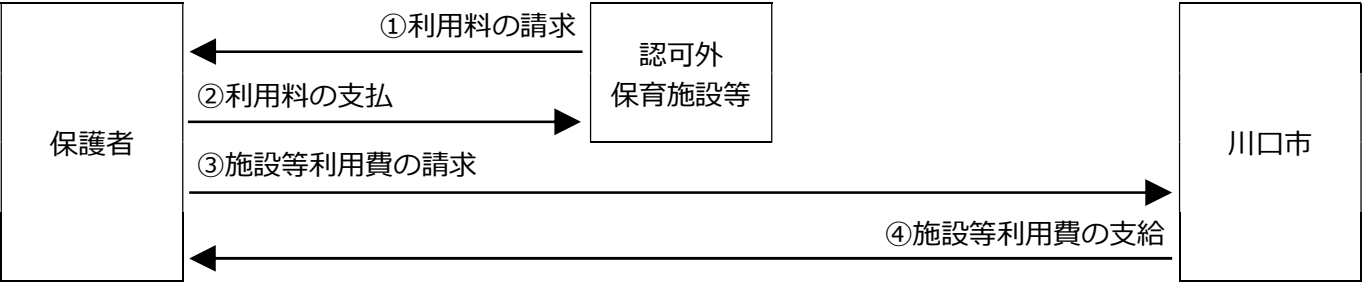
(3) 施設等利用費の支給内容

施設等利用費の支給額は右表のとおりです。なお、記載されている額は、1 か月あたりの上限額であり、実際に保護者が負担した額等に応じて支給額を決定します。また、行事費、給食費等については、施設等利用費の支給対象とはなりません。

認定区分	施設等利用費の支給額
2号認定	37,000 円
3号認定	42,000 円

(4) 施設等利用費の支給方法

施設等利用費の支給方法については、保護者が認可外保育施設等に対し、利用料を支払った後、保護者の請求により、市が保護者に施設等利用費を支給する方法（償還払い）になります。



2 施設等利用給付認定の申請手続きについて

(1) 施設等利用給付認定の申請に必要な書類

必要となる書類は、下表のとおりです。

認定区分	必要となる書類（提出する書類）
2号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類
3号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類 4 市民税非課税世帯であることを証する書類（非課税証明書等）

非課税証明書等の提出は、一定期間内に市外在住歴がある場合のみとなりますので、詳細は「施設等利用給付認定申請書」の記入項目6で確認してください。

保育の必要性の事由や家庭の状況に応じて提出する書類が異なります。保護者や家庭の状況に応じて必要となる書類を提出してください。

なお、施設等利用給付認定申請後、①保育が必要な事由に変更がある場合、もしくは②世帯構成が変わる場合は変更申請の手続きが必要となります。変更申請時は施設等利用給付認定申請書ではなく、施設等利用給付認定変更申請書が必要となります。

(2) 施設等利用給付認定現況届について

子ども子育て支援法に基づき、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）、認可外保育施設等を施設等利用給付認定（2号・3号）で利用する児童に対し、市が「保育の必要性の事由」に変更がないか、年に1回、現況確認を行っております。

対象となる方については市から別途ご案内いたしますが、現況届の提出がない場合、施設等利用給付認定が取り消され、給付を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください（既に給付を受けている場合は還付を求めることがあります）。

3 認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の請求について

(1) 認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の請求時期等

認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の支給については、下表のとおり年4回の支給としていますので、請求期限までに請求を行ってください。

なお、複数期を一括して請求する（例：第1期～第3期分を第3期に請求する）ことも可能ですが、期毎に1枚申請書が必要となります。

※施設等利用給付を受ける権利の消滅時効は、利用月の翌月1日から起算して2年となりますので、その期間内に請求してください。

区分	利用料支払月	提出期限	支給予定月	支給方法
第1期	4月～6月	7月：最終開庁日	8月～9月	保護者が指定する口座に振込みます
第2期	7月～9月	10月：最終開庁日	11月～12月	
第3期	10月～12月	1月：最終開庁日	2月～3月	
第4期	1月～3月	4月：第3週最終開庁日	5月	

※提出期限までに保育幼稚園課必着です（消印有効ではありません）。

期限を過ぎたものは、次期分として扱います（対象月が申請可能なものに限る）。

(2) 認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の提出書類

認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の提出書類については、下表のとおりです。

提出書類	1 施設等利用費請求書（川口市所定の様式） ※請求書の様式は、川口市のホームページからダウンロードしてください。 2 特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書（利用施設が発行する書類） ※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、援助活動報告書が上記証明書に代わる書類となります。 3 領収証の写し（利用施設が発行する書類） ※上記の「特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書」に支払った（領収した）金額等の記載がある場合は、領収証の写しを省略することができます。 ※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、援助活動報告書が上記領収書に代わる書類となります。
------	---

4 提出方法について

提出方法	提出方法は持参又は郵送になります。 【持参する場合の提出先】 川口市役所第二本庁舎 3 階 保育幼稚園課（所在地：川口市青木 2 丁目 1 番 1 号） 【郵送する場合の宛先】 〒332-8601 川口市青木 2 丁目 1 番 1 号 川口市役所 子ども部保育幼稚園課
------	---

幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先

川口市子ども部保育幼稚園課内 川口市幼児教育無償化事務センター

電話：048-259-9043（直通）